平成２３年（フ）第１３０６号
東京都町田市忠生３丁目15番地16メゾンクレール202
債務者　永山　英秋
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３１４号
東京都小金井市梶野町４丁目３番15号ビッグワールド寮
債務者　木村　　洋
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６４２号
静岡市清水区高橋３丁目９番55号
債務者　木村　智子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６９号
静岡県富士市富士見台３丁目１番地の３　市営住宅富士見台団地Ｄ－408号、前住所静岡県富士市松岡1232番地の１
債務者　長橋亜希子（旧姓新間）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前９時50分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第６８０号
静岡県焼津市石津84番地　レオパレスフラーリッシュ205
債務者　宇佐美昌幸
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８１号
静岡県富士宮市山本724番地の20
債務者　市川美奈子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２６１７号
横浜市中区山下町125番地１　クリオ横浜元町壱番館502号室
債務者　安達　美華（旧姓中原・藤森）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８８号
静岡県富士市天間1313番地の23
債務者　秋山　次男
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１９２号
静岡県富士宮市杉田1163番地の３、前住所静岡県富士宮市大岩1835番地の３
債務者　佐野　玄治
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２８１号
釧路市鳥取南５丁目４番26号　ハニーＳＡＫＵＭＡⅡ103号室、住民票上の住所釧路市鳥取南５丁目４番26号
債務者　日下　智子（旧姓鈴木・岩崎）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２８５号
北海道釧路郡釧路町柏東３丁目51番地
債務者　渡辺ゆかり
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２８６号
釧路市米町２丁目５番135号　M米２－135号
債務者　澁谷ひとみ
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２８８号
釧路市鳥取大通６丁目２番22号　エステート川口Ｂ102号室
債務者　北構　一也
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第６５７号
川崎市川崎区伊勢町５番８号　フラットハウス川崎202
債務者　藤島　郭雄
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
長崎県佐世保市花高２丁目１番２－101号
長崎県住宅供給公社Ｂ棟、旧住所長崎県佐世保市有福町4161番地13
債務者　本多須美子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係